

兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月27日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第9号

兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「日額7,150円」を「日額7,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。